

「インターネットバンキング」の不正利用による預金被害補償について

当組合では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害に遭われた場合、下記の補償にかかる条件等に基づき当組合が被害額を補償いたします。

ただし、被害額の全部または一部について補償できない場合がありますので、必ず下記の補償にかかる条件等についてご確認をお願いいたします。

1. 対象となるお客様

当組合の「きょうえいネットバンキング」、「きょうえいビジネスネットバンキング（法人向け）」で資金移動サービスをご契約いただいているお客様

2. 補償内容

インターネットバンキングをご利用のお客様が不正送金被害に遭われた場合、1口座あたり年間1,000万円を限度に被害額を補償いたします。

3. 補償の前提条件

- (1)被害に気付かれた後、当組合に速やかにご通知いただいていること。
(通知日の30日前以降に発生した被害が補償対象となります)
- (2)当組合の調査に対し、十分なお説明をいただいていること。
- (3)警察署に被害事実等の説明を行い、捜査に協力されていること。

4. 補償の対象外または補償の減額となる場合

- (1)当組合が推奨するセキュリティ対策を実施していない場合
 - ① 当組合が推奨するOS（基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）を利用していない場合
 - ② パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入していない場合、あるいは導入していても最新の状態に更新されていない場合
 - ③ クライアント証明書またはワンタイムパスワードを利用していない場合
 - ④ 登録したメールアドレスに対し当組合が送信する電子メールが不着とならないよう必要な措置を講じていない場合
- (2)本人確認情報であるログインID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合
- (3)被害に遭われた日から30日以内に当組合へご連絡いただけない場合
- (4)警察に被害届をご提出いただけない場合や、警察による捜査及び当組合による被害調査にご協力いただけない場合
- (5)お客様が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合
- (6)会社関係者、ご家族又はそれらに準じる方の故意または重過失もしくは他人に強要されたことにより生じた損害の場合
- (7)パソコンおよび通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた場合
- (8)戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用により生じた損害の場合

5. 被害に遭われた場合

万が一、身に覚えのない不審なお取引にお気づきの際は、直ちに当組合のお取引店または下記連絡先までご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へご連絡下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

協栄信用組合 事務管理部 受付時間 平日 9:00~17:00

TEL: 0256-61-1506 E-mail: jimukan@kyoei-shinkumi.jp

※ 上記の補償にかかる対応等につきましては、お客様に事前に通知させていただくことなくホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより変更させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。